

(注1) 障害者控除の対象者については、以下の表を参照してください。

	障害者控除対象者	特別障害者控除対象者
身体障害者手帳	3～6級	1級、2級
精神障害者保健福祉手帳	2級、3級	1級の方
療育手帳	右記以外の方	障害の程度が「A」や「1度、2度」と記載
介護保険の 障害者控除対象者認定書	65歳以上の方で、障害者に準ずるものとして市区町村長などや福祉事務所長の認定を受けている方	
	認定書に「障害者」と記載	認定書に「特別障害者」と記載

(注2) 16歳未満の扶養親族（年少扶養）の控除額は0円ですが、均等割・所得割がかかるかどうかの判定に必要になります。
また、控除を適用しないことで、障害者控除や寡婦・ひとり親控除等が正しく反映されない場合があります。

障害者控除・配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除の適用については、前年12月31日現在の状況によって判定します。

民法では、歳をとる時刻は誕生日の前日が終了する「午後12時」と解されています。

すなわち、歳をとるのは誕生日の前日ということになります。

よって、平成14年1月1日生まれのBさんは、誕生日前日の12月31日に19歳になっているため、特定扶養親族に該当します。

〈例〉令和3年度（令和2年分）の申告の扶養控除（判定は令和2年12月31日）

平成13年5月1日生まれ
 判定の時点で19歳
→ 特定扶養親族に該当
A

平成14年1月1日生まれ
 判定の時点で19歳
→ 特定扶養親族に該当
B

平成14年1月2日生まれ
 判定の時点で18歳
→ 一般の扶養親族に該当
C